

役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人西予市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 会長とは、理事会の決議により理事の中から選定された者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、会長以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、本会の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等及び地方公共団体の常勤職員の役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 会長 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

（報酬等の額の算定方法）

第4条 会長の報酬等の額は、別表第1に定める額とする。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第5条 会長に対する報酬等の支給の時期は、毎月21日（ただし、10日が銀行等の休業日の場合は、前営業日）に支給する。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度支給する。

- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（費用）

第6条 役員等が法人運営のための業務にあたった場合、又は、理事会、監事監査及び評議員会の招集に応じたときは、1キロメートルにつき37円を乗じて算出した額の交通費を支給する。ただし、本会の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等及び地方公共団体の常勤職員の役員等に対しては支給しない。

- 2 役員等が本会業務上のため出張したときは、その出張について支給する旅費については職員の旅費に関する規程により支給する旅費の例による。
- 3 役員等が本会の職務の遂行に当って旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（公表）

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月21日から施行する。
- 2 社会福祉法人西予市社会福祉協議会理事・監事及び評議員の報酬及び費用弁償等に関する規程（平成17年3月30日施行）は、廃止する。

別表1（会長の報酬等）

役職名	報酬の額
会 長	月額 50,000 円

別表2（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

区 分	報酬の額
理事会・評議員会への出席	半日 3,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	1日 7,000 円

(2) 監事

区 分	報酬の額
監事監査・理事会・評議員会への出席	半日 3,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	1日 7,000 円

別表3（評議員の報酬）

区 分	報酬の額
評議員会への出席	半日 3,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	1日 7,000 円